

2012年12月20日

札幌市長 上田文雄 様

日本共産党札幌市議団

団長 井上ひさ子

2013年度予算に関する要望

衆議院選挙において3年3ヶ月余りの民主党政権に対して「ノー」の審判が下されました。多くの国民の期待を裏切り、税と社会保障の一体改革、原発、TPPなど、国民合意のない政治を行い、地方自治体と国民への負担増を押し付けてきた結果です。一方の自民・公明も消費税の増税路線を進みつつけるとともに、とりわけ自民党は憲法改悪で危険な道を歩もうとしています。自民党安倍総裁は、新内閣に「日本経済再生本部」と「経済財政諮問会議」の合同会議を設け、財界の意向を取り入れた経済政策をすすめようとしており、国民の暮らしがさらに厳しくなることは明らかです。

市民の厳しい暮らしと将来の不安からの脱却は切実であり、その願いに応えることは自治体の使命です。こうした下での新年度予算は、国の悪政に正面から立ち向かい、「住民を守る防波堤」の役割を果たす編成でなければなりません。

本市において、必要な施策は医療と福祉を柱にしたまちづくりであり、それは市民の切実な要望であると同時に労働集約型産業として雇用効果が期待できるものです。また、公契約条例の早期制定を図り、市発注の公共工事や指定管理者の下での不安定雇用や低賃金の改善が求められています。

現在公表されている新年度予算要求の総額は、約8,774億円、対前年度比プラス3%となっていますが、2013年度予算編成にあたっては、暮らし・福祉最優先の市政運営に大きく踏み出すことを強く要望いたします。

(1) 保健福祉局関係

1. 乳幼児集団健診は民間委託しないこと。
2. 「児童心療センター」の医師を確保し、入院機能を維持させること。また、複合施設化にむけては利用者市民、医師など現場職員との齟齬をなくし、十分な話し合いを積みかさねたものとする。
3. 国民健康保険料を1万円引き下げる。資格証明書の発行は十分な資力がありながら故意に支払わない悪質滞納者に限定し、親切・丁寧な納付相談を行うこと。
4. 国民健康保険の一部負担金減免制度の周知を市民に徹底し、活用を広げること。
5. 6496人(2012年6月)にもなっている待機者解消のため、特別養護老人ホームの定員を第3次新まちづくり計画よりさらに1000人増やし、新增築すること。
6. 地域密着型の小規模多機能施設と住み慣れた地域で高齢者が安心して暮らせるための高齢者住宅を、中学校区を圏域とする方向で整備を促進すること。
サービス付き高齢者向け住宅の整備にあたっては、入居者への不利益が生じないように全庁あげて指導・監督を徹底すること。また、高齢者への虐待の未然防止に努め、是正を図ること。
7. サービス付き高齢者向け住宅すべてにスプリンクラーの設置を義務付けること。
8. 基金の活用と一般会計からの繰り入れで介護保険料の引き下げと、減免制度の拡充を図ること。
9. 介護保険を利用した福祉用具購入費及び、住宅改修費への受領委任払い制度を生活保護受給者にも適用させること。
10. 介護保険料の滞納世帯への給付制限を行わないこと。
11. がん末期患者の介護認定を迅速に行うこと。
12. 精神障がい者保健福祉手帳の保持者にも「運賃割引制度」の適用をはかること。
13. 精神科救急情報センターの機能の円滑化と各区保健センターの「相談体制」拡充を図ること。
14. 視覚障がい者用の音声・拡大読書器を全盲者にも給付すること。
15. 若年性認知症に対する総合的支援策を講ずること。
16. 特定健診とがん検診の受診率を引き上げること。付加健診にX線検査を加えること。
17. 「健康づくりセンター」(中央・西・東)と保養センター駒岡は、存続させ活用を充実すること。
18. 自殺・孤立死予防対策の一環として、各区役所や市税事務所・水道局など、市民と直接かかわる職員は、ゲートキーパーとして位置づけること。
19. 地下鉄駅のエレベーターやエスカレーターは、さらに増設をし、表示や案内板などを改善すること。
20. 子どもの医療費助成は、小・中学生の外来へも助成を拡充させること。また、入院医療

費助成の受給者証は、対象世帯にいつせいに交付すること。

21. 重度心身障がい児・者への移動支援の更なる拡充と訪問看護体制など在宅ケアを充実すること。
22. 生活保護の申請用紙を市民の手に届くカウンターや窓口に置くこと。
23. ケースワーカーを増員すること。福祉専門職の増員はさらにすすめること。
24. 生活保護世帯に対する行きすぎた就労支援は行わないこと。また、移送費は、本人の意向を十分尊重し、居住区外ということをもって機械的に打ち切らず、求職活動の交通費はもれなく全額支給すること。
25. 生活保護世帯で病気などのため就労していない家庭の学童保育所保育料の減免措置を実施すること。
26. 敬老カードの自己負担額の軽減と低所得者対策を講じること。改悪の見直しは行わないこと。
27. 派遣切りで住まいを失った人や、ホームレスなどの相談支援を行っている「雇用・暮らし SOS ネットワーク北海道」など民間ボランティア団体の支援を強めること。
28. 灯油価格は、依然として高額であり、あったか応援資金を実施すること。
29. 安全性が確認されていない遺伝子組み換え食品は、学校・保育所・病院などの給食には使用せず、表示の義務付けを国に求めること。
30. 食の安全を確保するため、食品衛生監視体制を強化すること。食品衛生監視員を増員し、抜き打ちを原則とし、法と条例などに基づく点検の厳正な実施を行うこと。中央卸売市場での放射性物質測定器をさらに増やし、検査体制を充実させること。

(2) 子ども未来局関係

1. 国と自治体の責任を後退させ、公的保育制度を解体する「子ども・子育て新システム」の実施に反対すること。子ども未来プラン後期計画では、「経済的支援の取り組み」「ひとり親家庭への支援」「社会的養護の取り組み」などの項目はあるものの、子どもの貧困問題を位置づけたものとはなっていないことから、子どもの貧困を位置づけた取り組みを行うこと、対策委員会を立ち上げること。
2. 保育所を設置するにあたって、保育室の子ども一人当たりの面積の最低基準は引き下げないこと。保育所給食の外部委託はしないこと。園庭に対する規制緩和は行わないこと。
3. 2012年度から10%値上げした保育料を元に戻すこと。
4. 第3次新まちづくり計画では、2015年度までに待機児童ゼロを目指しているが、4年間の保育所整備は4,000人となっており、超過入所や潜在的な待機児童を見込んだ整備計画とし、期限を決めて認可保育所の整備を行うこと。保育の質を低下させる保育ルーム・保育ママの推進をやめて認可保育所の増設・整備を基本に待機児童を解消すること。認可保育所への企業参入をしないこと。

5. 公立保育所の廃止・民営化は行わないこと。
6. 私立認可保育園への市有地の無償貸与の有償化は停止・撤廃すること。
7. 障がいを持つ子どもを受け入れている保育所の補助金を増額すること。個別の支援を要する子どもを受け入れている保育所に補助をすること。病児・病後児への保育事業を拡充すること。正職員の増員ができる補充金を増額すること。
8. 延長保育の乳児加算については、実態に即した補助のあり方に改めるべき。また、一時保育の補助金（ゼロ歳児単価および障がい児単価）の引き上げを行うこと。生活保護法による被保護世帯および市民税非課税世帯からの延長保育料を徴収しないこと。
9. 保育所での宗教食に対応するために必要な補助を行うこと。
10. 寒冷地にある保育所にとって大切な燃油の補助をすること。
11. 児童虐待の件数が2011年度は437件でこれまで以上に困難な事例が増えているなかで、児童福祉司一人が抱える相談件数は170件（24時間対応）と他の政令指定都市と比べても30数件も多くなっており、専門性の高い児童福祉司のさらなる増員を行うこと。
12. 児童相談所の機能・施設の抜本的強化をはかること。
13. 児童相談所の一時保護所の定員を増やすこと。学習室を整備し、教育を受ける権利を保障すること。
14. 共同学童保育所について、障がい児一人からの加算をはじめ、人数に応じた補助にすること。家賃、備品費や補修・耐震補強の補助を含めた改修費などの拡充や創設をすること。指導員の共済費を含めた助成金の復活をおこなうこと、また、研修を充実させること。民間学童保育所にAEDを設置すること。指導員の待遇改善ができる運営費の補助を行うこと。
15. 児童クラブには、専用室、専任指導員を設け、定員はおおむね40人未満とし、指導員は3人以上置くこと。児童クラブの延長保育の有料化はやめること。児童会館にAEDを設置すること。
16. 乳幼児デイサービス事業の利用者および事業者の負担を元に戻すこと。
17. 若者支援センター・若者活動センターの就労支援機能を強化し、若者の集う場を確保すること。

（3）病院局関係

1. NICUのさらなる増床を行うこと。
2. 国民健康保険の一部負担金減免制度の活用など、患者負担の軽減をはかること。
3. 市内の病院・診療所との連携を強化し、市内全体の医療機能を強化すること。
4. 介護保険利用者に対する病院内での「見守り」・「付き添い」などの院内介助については、職員の配置増を行い、対応すること。
5. 業務委託している看護助手を直接雇用に変更すること。

(4) 経済局関係

1. 地域循環型経済の活性化を推進するため、住宅リフォーム助成等の各種中小企業支援策を本格的に強化すること。
2. 中小・零細業者の実態を把握し、きめ細かい対応ができるように、各区に産業振興担当を配置し、具体的な支援を行うこと。
3. 中小企業向け制度融資は、条件を緩和し、利率を下げるとともに、迅速に貸し出しを実行させること。
4. コミュニティー型建設業創出事業は、利用した市民からの評判も良く、中小零細業者の仕事の確保にもつながることから、事業規模の拡大を図ること。
5. 地域商業活性化推進事業における補助率や限度額を引き上げる。シャッターが閉まっている店を開けるために、商店街に元気を取りもどす対策を緊急にとる。商店街の空き地、空き店舗を商店街振興組合への転貸するなど、活性化をはかるための特別な支援を行う。現在行われているクーポン付PR誌への補助制度をさらに拡充すること。
6. 札幌市が補助金を出して誘致しているコールセンター等では賃金の底上げを図るとともに、増えている非正規雇用などの労働条件の改善を関係機関に働きかけること。
7. 「まちづくり条例」を制定し、大型店の進出を抑制し、地元商店街の活性化を図ること。
8. 高卒者の就職について経済団体に働きかけるとともに、本市としても高卒者の採用を増やすこと。
9. 若年層の正規雇用を促進するため、実効ある対策をとること。一定の割合で正規職員の採用を行う企業への政策入札を導入すること。
10. 未就職者就職応援事業は、法人からの応募があった場合にはすべて対象にすべく十分に予算を確保し、継続して行うこと。
11. 季節労働者の生活支援と雇用対策をはかる。冬期間の生活実態調査を行い、生活支援の貸付制度を創設すること。市が直接労働者登録をおこなって仕事を出すこと。
12. 都市型農業の育成策を根本的に強める。新規就農を促進し農地を保全する。有機農業を普及するため堆肥の供給などの支援をいっそう広げる。生産者の顔が見え、食の安全性が確保される「地産・地消」の取り組みを推進する。都市住民と農業を結びつける市民農園を増設する。農業予算と農政職員を増加させること。

(5) 建設局関係

1. 生活道路整備の予算を増額させること。
2. 通学路や交差点、歩道、狭小道路を含めた生活道路の除排雪の強化、ツルツル路面对策を強めること。パートナーシップ排雪の住民負担は強化しないこと。市街地に近い場所に雪堆積場を確保すること。
3. 除雪単価、待機人件費の更なる引き上げをはかり、除雪体制を確保すること。除雪業者

に対してグレーダー・タイヤショベル等の機材の貸与を大幅に増やすこと。

4. 道路と歩道、各種施設の段差や傾斜を解消し、バリアフリーの街づくりをすすめる。点字ブロックの補修と設置場所を増やして、車いす使用者や障害者などの歩行の安全を確保すること。又、音響式信号機の増設を関係機関に働きかけること。
5. 橋りょうの耐震化の促進を図ること。
6. 行き過ぎたロードヒーティングの廃止をしないこと。

(6) 都市局関係

1. 市営住宅の家賃減免制度の見直しは行わないこと。
2. サービス付き高齢者向け住宅の建設を行うこと。民間の住宅については、保健福祉局と連携をとり本市の指導、監督を強めること。
3. 市営住宅の計画的住み替えを実施する。その際、近隣の民間賃貸アパートなども借り上げて対応すること。緊急対策として、住み替え専用の市営住宅の建設を行うこと。
4. 市営住宅の新築（借上げ）を増やす。その際、障がい者向け住戸を増やすよう努めること。
5. 建設が予定されている市営住宅は、障害者、高齢者が入居できる一般の市営住宅を建設すること。
6. 古い市営住宅で、風呂釜の外部への貫通部分に隙間があり、冬期間は風呂場が寒い。ユニットバス化を進めること。
7. 市営住宅に入居している東日本大震災避難者の家賃免除を継続させること。
8. 東雁来に建設する子育て支援住宅は、子どもが成長し、ある年齢に達したことで強制退去させることはトラブルの原因となる。希望する期間、居住できるようにすること。
9. 市営住宅に太陽光発電装置を設置し、エレベーター等、共用部分の電気代の負担軽減を図ること。
10. 市営住宅の改築・耐震改修を促進させる。計画修繕と随時修繕の予算を増額し、快適な住環境を確保するよう修理、修繕を進める。転落防止のための防護柵設置を急ぐこと。
11. 市の施設について、計画の前倒しも含め早急に耐震工事を行うこと。
12. 住宅エコ・リフォームの補助制度は、より利用しやすいものにするため、手続きは簡素化し、工事の内容もすべてを対象とするなど要件を撤廃すること。業者の建設業許可の条件をなくすこと。
13. 南区真駒内のオリンピアビル、プラザビルは老朽化も著しく、3階以上は市営住宅が退去し空き家となっているため、荒廃が進んでいる。関係者と真摯に協議し、再開発等、今後のあり方について合意を得ること。幌北団地は、入居者と十分話し合い、円満に解決させること。
14. 分譲マンションの老朽化対策を具体化し、アドバイザーを置き相談体制を充実させる。

入居者の高齢化に対応すべく共用部分のバリアフリー化に助成制度を設けること。

(7) 教育委員会関係

1. 高校生・大学生への奨学金の大幅な拡充を図ること。議会の海外視察費凍結分を新年度の奨学金として活用すること。
2. 就学援助について、基準額を引き上げ対象者を増やすこと。メガネ、必修になった柔道着、PTA会費・生徒会費・クラブ活動費にも適用すること。修学旅行についても教育の一環として経済的理由で参加できない生徒がいないように支援を図ること。東北地方から自主避難してきている世帯についても就学援助を適用させること。
3. 全ての中学校でスキー授業を実施し、父母負担の軽減を行うこと。
4. 給食費の滞納については、低所得家庭の減免など軽減策を講じること。
5. 私学助成を抜本的に強化する。高校の公私間格差是正のために、私学の経常費助成を大幅に増額するとともに、私学生の入学一時金助成および私立高校生への授業料補助を実施する。知事に認可を受けていない専門学校の生徒にも発行基準を改善し、通学定期が発行できるようにする。
6. 30人学級を行うよう、国や道に求める。道が実施した1・2年生、中学校1年生の35人以下学級を年次的に拡大するよう働きかけるとともに、道が実施しない場合でも、市が独自に拡大すること。
7. フリースクールの授業料無償化と運営費支援を行うこと。
8. 教員の定数欠員については、正規教員の採用で解消する。各期限付教員の実績を十分考慮して、正規採用を行うこと。
9. 多くの教職員が長時間の時間外勤務をしている。教職員の出退勤時間を把握し、定数増を行い負担軽減・労働環境の改善を図ること。
10. 学校配当予算の減額はせず、学校運営に支障のないよう充実を図ること。
11. 学校施設改修は、予算を大幅に増やし、トイレの洋式化、あみ戸、水飲み場の増設などを含め、必要な改修を促進すること
12. 耐震上問題のある学校の校舎や屋内体育館の改築、及び耐震補強工事の計画を早めて実施すること。
13. 強制換気装置の設置や内装の張替えなどシックスクール対策を万全に行うこと。
14. いじめから子どもの命を守りぬくために、いじめを解決した実践から教訓をくみとり対応すること。いじめは教育や社会のあり方の問題ととらえて、その改革に着手すること。スクールカウンセラーの増員と配置時間の拡大を図ること。
15. LD・ADHDなど軽度の障がいのある子ども一人ひとりにあつた支援を行うため、補助教員を配置するなど実効ある特別支援教育を確立すること。
16. 高等養護学校を市内に増設し、札幌に住んでいる子どもたちはどの子も札幌圏で高等教

育を受けられるようにすること。

17. 豊成および北翔養護学校の母子通学の義務付け解消に向けた条件整備をすすめ、医療ケア体制についてモデル事業をふまえ、整備を図ること。
18. 遠距離通学している障がい児が地元の学校に通えるように特別支援学級をふやすこと。
19. 特別支援教育支援員（学びのサポーター）を、支援が必要な子どもに対応できるよう配置時間と人員を拡充すること。
20. 公立夜間中学校を設立する。
21. 私立幼稚園保育料補助、障害児加算の基準の引き上げを図ること。
22. 地域から要望の強い新川西地区に小学校を新設すること。
23. 中央区での地区図書館の建設を急ぎ、藤野をはじめ、各区複数館構想を推進する。図書館司書を専門職として配置すること。
24. 子どもの読書活動推進のため、学校図書館の位置づけを高め、必要な整備と司書配置を図ること。中学校図書館について、学校図書館図書標準に定める蔵書冊数を早期に満たすこと。
25. 小中学校の統廃合は、地元関係者に十分な説明を行い、合意が得られない限り行わないこと。

（８）観光文化局関係

1. 事業仕分けで廃止、あるいは見直しとなった宮の沢競技場や中島体育センターは存続すること。
2. （新）中央体育館の改築構想にあたっては、スポーツ団体・愛好家、利用者、市民の声を十分反映した施設機能をもたせること。
3. 1区1公的温水プールを守ること。とくに2013年に閉鎖が心配されている南区では公的温水プールを確保するため、市が設置するなど対策をとること。
4. 老朽化が進むすすきのゼロ番地ビルの今後のあり方について、市が積極的に関与して、問題の早期解決を図ること。
5. 破損が目立つ藤野リージュコースは、早期に全面改修すること。
6. ウィンタースポーツ振興条例を制定すること。
7. 若者に人気の高いニュースポーツの振興をはかり、交通至便なところにスケートパークを整備すること。
8. 博物館の建設を視野に入れ、博物館センターの機能強化を図ること。

（９）市民まちづくり局関係

1. 創世1・1・1区計画は巨大開発としないこと。効率的な熱供給システムを導入し、車の乗り入れ減少策を講じること。

2. 北1西1の再開発ビルは、堅実な規模とし、分譲するはずのオフィス用の部屋が売れない、とう事態は生じないようにすること。
3. 北1西1ビルに入る「市民交流複合施設」の市民ホールは、低層階に配置し、来場者が移動する際の大混雑を生まないようにすること。料金は、市民が安価に利用できるものにする。
4. 大通交流拠点地下広場整備を凍結すること。
5. 市電の延伸計画は、ループ化のみでなく、延伸計画を早期に決定し、多くの市民が利用できるものとする。新型低床車両を大幅に増やしバリアフリー化を促進すること。
6. 創成川通と札幌北インターチェンジを結ぶアクセス道路計画は中止すること。
7. バス停などへのベンチや上屋の設置を計画的に進めること。
8. 赤字路線への十分な対策を講じ、バスネットワークを維持すること。
9. 地下鉄駅周辺の駐輪場不足を早期に解消し、整備を進めること。
10. 自転車の走行帯の設置や、自転車マナーへの指導強化等、自転車対策を講じること。
11. 町内会館など地域の市民集会施設の改築などへの補助を増額し、運営費補助を創設すること。
12. スズメバチの駆除助成金を復活させること。
13. これ以上の容積率緩和はやめ、ゆとりと潤い、景観を良好に保つこと。
14. 国の天然記念物に指定されている円山・藻岩山の原始林と景観を守るため、周辺の開発行為・中高層建築物の規制を強めてバッファゾーンとし、環境対策を講じること。
15. 消費生活相談体制の強化を図ること。相談員の増員、休日の相談体制をとること。
16. アイヌの人の、年金、進学、就職など、生活支援を抜本的に強化すること。アイヌ語およびアイヌ文化の保存と継承の対策を強化すること。市立大学にアイヌ文化と歴史を学ぶカリキュラムをとり入れること。
17. 男女共同参画社会の実現に向けたとりくみを強化すること。市民の自主的な運動への支援をし、DV相談とシェルター機能を強化すること。育児休業、子育て支援、賃金の男女格差をなくすこと。
18. 4つの区民ホールの土足使用を認めること。

(10) 交通局関係

1. 地下鉄東豊線駅のホームに、転落防止の可動柵を前倒しで設置すること。
2. 地下鉄駅のパークアンドライド駐車場を増やし、利用者が格段に増えるよう、料金を大幅に下げること。地下鉄に自転車の持込ができるよう計画をもつこと。
3. すべての地下鉄駅に止水シートを配置するなど、大雨・洪水・災害時の対策を早急に行うこと。
4. 地下鉄とバス・市電の乗り継ぎ割引制度は存続し、サピカでも15%割引を実施すること。

5. 地下鉄駅構内の案内表示を市民意見をよく聞きわかりやすいものに工夫すること。駅ごとのエレベーターやエスカレーターの設置位置がわかるようにパンフレットなどを作成すること。
6. 市電軌道内緑化をすすめること。

(11) 環境局関係

1. ごみの発生を抑制するため、拡大生産者責任を明確にする。ごみの分別収集を充実し、リターナブル容器の使用を促進するとともに、リサイクルの推進で、ごみの減量化を図ること。
2. ごみカレンダーは月めくりにすること。収集日（枝・葉・草および雑がみ）をふやし枝葉の収集は12月まで行うこと。
3. 指定袋の価格を引き下げるとともに、生活保護・非課税世帯・障害者世帯や紙オムツ使用世帯への無料ごみ袋支給要件を拡大すること。また、2ℓ、15ℓのごみ袋を新たに作成。袋の強度をあげること。
4. 自然エネルギーの活用を大規模に広げるため、本市の発電設備の整備を進めるとともに、民間への誘導策を採用すること。LED照明購入補助金制度を継続し、民間事業者すること。
5. 地球温暖化対策を強化する。CO₂削減計画を確実に達成させるため、毎年、到達状況を検証し、市民と議会に報告すること。ビルの屋上・壁面緑化を進めるとともに、省エネルギー・新エネルギー導入などエコ対策を推進すること。特に公共施設への導入を積極的に行うこと。
6. 生ごみリサイクルの本格実施にむけて、全市展開を見据えた構想を策定すること。
7. 東区中沼地域のごみ埋め立て地建設計画（北部事業用地）に関しては、住民の意思が十分尊重されるよう建設計画を凍結すること。
8. 集団資源回収の充実と新聞の奨励金を復活すること。

(12) 市長政策室

1. 指定管理者制度下での労働実態を調査し、労働条件と賃金の改善を図ること。
2. 「行財政改革推進プラン」での値上げや有料化など市民負担増は撤回すること。
3. 外部評価委員会の調査の在り方について、市民や現場の声をよく聞いて、その過程も透明性のあるものにする。

(13) 総務局関係

1. 指定業者への天下りを全面禁止するとともに、出資団体への天下りについても厳格に見直すこと。

2. 政令指定都市で人口比の職員数が最少であることにかんがみ、福祉分野や教員などの増員をはかり、必要な職員定数を確保すること。
3. 適切な超過勤務手当予算と人員を確保し、市職員のサービス残業をなくすこと。
4. 各部署での安全衛生（労働）委員会の開催を規定どおり実施すること。
5. 官製ワーキングブアと言われている本市非常勤職員の給与の引き上げを図ること。
6. 市内の戦争遺跡を調査・保存するとともに、平和教育を推進し、全区で原爆展・平和展を次世代継承事業として継続的に開催する。「ピースメッセンジャー事業」は、被爆地のほか沖縄など多様な戦争の被害が実感できる場所への派遣も含めて、毎年継続すること。
7. 公用車には、環境低負荷型の車両導入を促進すること。
8. 選挙公報は全ての選挙で、点字・テープの発行を行うこと。
9. 災害時、テレビでの緊急速報を副音声で流すこと。
10. 文化資料室にアイヌ文化に関する資料を保存すること。

（14）危機管理対策室

1. 直下型大地震、津波、原発事故を想定した新たな地域防災計画を策定すること。
2. 厳寒期の大地震を想定して、すべての避難所に備蓄物資を配置すること。避難所の増設・耐震化、バリアフリー化を至急行うこと。発電機や太陽光パネルの設置、使い捨てカイロ、暖房器具、衣類など、とくに寒さ対策の物資の配置を強化すること。
3. 「要援護者」を見直し、集団生活になじめない軽度の知的障がい者なども含めること。要援護者の抽出と対応を町内会任せにせず、行政として責任を持って、市内の特別支援施設などと協定を結び要援護者の避難とその後の生活を守ること。
4. 避難所の標識を増設など、周知をはかること。
5. 簡易型災害図上訓練（DIG）の普及をすすめること。
6. ヨウ素剤の備蓄と保管を行なうこと。

（15）財政局関係

1. 公契約条例を制定すること。施行にあたっては、すべての公契約を対象とし、作業報酬の下限額は可能な限り引き上げ、公正で効力のある作業報酬審査会とすること。
2. 談合防止システムを検証し、談合・官製談合を二度と起こさないようにすること。
3. 税の差し押さえ件数の目標設定は廃止すること。市民の生活を応援し、営業を支える親身な姿勢で市民との納付相談を行うこと。税務職員、国保の保健サービス員、およびその他の滞納整理に当たる職員は、自殺防止のゲートキーパーとして位置付け、あらゆる未納・滞納・負債などを総合的にとらえ、生活保護やハローワークと連携して生活再建に結びつけること。
4. 法人市民税の超過課税は14.7%にして財源を確保すること。

5. 市道上の電柱・電話柱などの道路占用料を引き下げ前に戻し、11億円の財源を確保すること。
6. 自衛隊基地交付金は、本来の固定資産税相当額との差額1億円余を国に求めること。
7. 過度に貯めた基金は取り崩し、市民生活を支える財源として活用を図ること。

(16) 消防局関係

1. 消防職員・ポンプ車・救急車などを国基準の整備にとどまらず、原発事故を想定した体制に強化すること。
2. AEDを聴覚障がい者でも使えるようテキストディスプレイタイプの拡充を図ること。

(17) 水道局

1. 配水幹線や透析病院、基幹病院等の医療機関への配水管、水管橋の耐震化の空白地域を残さず早期に整備すること。